

2022年7月4日

監査懇話会 眞田 宗興

※本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。

監査役よ、税務調査に敏感にー京都新聞ホールディングス利益供与事件

2022年4月22日、京都新聞は、親会社京都新聞ホールディングス（HD）のB相談役の違法報酬事件を報じた。この事件は、2020年3月頃、HD及びその子会社の役員で構成する会議において、グループ全体の業績改善及びコスト削減策の検討中に、HDのB氏に対して多額の報酬を支払っていたことが話題になり、翌2021年6月14日に第三者委員会が発足し、翌2022年4月15日に報告された。京都新聞の報道はこの調査報告書を基に書かれている。

C氏は1945年から35年にわたり旧京都新聞（2014年に現京都新聞を分離し、京都新聞HDに改称）の社長を務め、それを継いだD氏（C氏の実子）が1983年に急逝し、D氏の妻のB氏がHD社の株式を相続し（資産管理と個人で28.4%を保有）、旧京都新聞の会長、その後同社→HDの相談役として2021年まで務めた。

この論文では、旧京都新聞から引き続きHDに関する記事はHDと記述し、子会社京都新聞に関する記事は京都新聞と記述した。

1985年頃、大株主のB氏と、当時の社長ら経営陣との間で、B氏に多額の報酬等を保証し、B氏の親族（S家）であるK氏、L氏を取締役として処遇し、代わりに経営については口出ししないことを内容とする合意があったと推認され、経営陣は「B氏の意向に反すると取締役を解任されるなどのリスクがある」と認識し、自分たちの代で処遇を見直すことがされずに前例踏襲が続いた。

この結果、B氏は多額の報酬を得、私邸の管理費用の肩代わりをさせ、利益供与と見なされる額は総額19億円に上った。これが、会社法120条1項及び2項に該当し違法であると第三者委員会は結論付けた（調査報告書83及び85ページ）。HDは、2022年4月21日「法令に照らして厳正に対処する」と述べた。

1. 報酬についての税務調査

B氏は、1987年6月をもって、HDの取締役会長を退任し、相談役に就任した。以来2021年3月まで34年間近く相談役であった。報酬は、会長時代の報酬を基に、これを下回るこ

とはなく、社長一任とする決議が行われていた。会長時代は業務執行分野を分担していたわけではなく、業務執行に従事・関与していたことはなかった。また、相談役時代を含めて、自ら報酬の増額要求をすることもなかった。この額は社長とほぼ同額、その他の役員、相談役や顧問の報酬額よりはるかに高かった。

(1) 京都トラストに対する 2005 年、2008 年税務調査

B氏は、1985年6月より、HDの子会社京都トラストの代表取締役会長に、1987年6月より同社相談役に就任し、額は同社社長と同等であった。2002年以降、定額となり、社長等よりも低く設定された。

2005年7、8月頃、京都トラストに対する中京税務署（京都）の税務調査を受け、B氏に対する相談役報酬の認否についての、顧問税理士と税務署員との協議が行われた。「B氏が会社経営に従事していることを明確にしておく必要がある」との協議の結果は、同社代表取締役兼HD代表取締役に伝えられたが、同社は何らの対策も講じなかった。

2008年8月頃、中京税務署の税務調査が入り、B氏に対する相談役報酬の認否についての顧問税理士と税務署員との協議が行われた。税務署は、B氏の勤務実績が不明瞭であり、損金性に疑義がある、相談役としての会社経営に従事していることを明確にできる資料がないことなどを上げ、2005年の税務調査の際の指摘事項に対する改善が見られないと述べた。

これを受けて、顧問税理士は、役員としての立場を明かにするため取締役か監査役として登記する、会社への貢献実績を具体的に確認できるような資料を残すなどの方策を同社の常務取締役のQ氏に助言した。Q氏は、同社及びHDの関係役員と協議した結果、取締役か監査役への登記は難しく、「別紙議事録の通り取締役会を開催いたしました。お目通しの上、ご指摘があればお聞かせください」旨記載されたB氏の押印欄を設けられた書類（押印書類）を作成し、今後この押印書類にB氏から押印を貰うこととし、これを顧問税理士に伝え、税務署は同社の主張を受け入れた。

(2) HDに対する 2011年3月頃及び2014年1、2月の税務調査

2011年3月頃、HDは大阪国税局の税務調査を受け、B氏に対する相談役報酬について指摘を受けた。HDは、歴代の経営陣から当社の経営について意見を求められ、会長経験者としてこれに応じている。最近では、年に4、5回、社長が懇談し、半期ごとの業績報告を行い、今後の経営方針、紙面の編集方針、役員・主要幹部の人事などを説明し、必要に応じて助言を得ている、などを説明した。

国税局は、今回は指導に留めるが「今後の調査において、過大報酬又は特定株主への交際費として認定される可能性がある。報酬が職務実態に見合う適正なものである根拠を相談履歴等の文書資料で残しておく必要がある。」として、税務調査は終了した。

ところがその後、HDでは、具体的な改善策を検討したこともなかった。

2014年1月頃、大阪国税局の税務調査を受けた。B氏に対する役員報酬は他の役員に比

して高額であり、過大給与の可能性がある。押印書類と一覧表の記載と一致しないことから証拠能力が低いと判断する。前代表取締役会長で現相談役の K 氏以下の 1,560 万円（支払い分の約半分以下）が相当ではないか、と述べ、HD もこれに従って、修正申告した。

しかし、HD は、B 氏に対しては報酬額の減額をせず、そのまま支払は続行された。過大と見なされた分は損金不算入として申告していた。

2. 相談役解任

2020 年 3 月頃に開催された HD グループ会議で指摘を受けた HD の常務取締役（当時）の O 氏は監査役 P 氏に B 氏に対する相談役報酬問題につき報告した。その後 HD の社長に就任した O 氏は 2020 年 12 月頃 B 氏と面談し、B 氏からは、相談役報酬はこれだけのお金が欲しいとか増額してくれなどと述べたことがないこと、歴代の社長からその金額でお願いしますと言われて報酬を受領していたにすぎないこと、HD の顧問や社友の意見を聴取してもらいたいなどを伝えられた。HD はこれらの人から実際に意見を聞くなどしたが、意見の一致を見ることはなかった。

2021 年 3 月頃、監査役 P 氏から、B 氏に対する相談役報酬問題につき、顧問弁護士から会社法 120 条 1 項違反の疑いがあることの指摘があり、監査報告書にこのままでは書けないとして早期の解決を望まれた。

O 氏は、2021 年 3 月 17 日の取締役会で、B 氏に対する相談役の委嘱を解き、報酬の支払いを 3 月支給分から停止すべき旨提案し、全員一致で承認可決された。

ところが、解任後、京都新聞から、第三者による調査委員会設置の意見が出され、2021 年 5 月 28 日の取締役会で承認決議し、同年 6 月 14 日に調査委員会が発足した。

3. 私邸の管理費用の負担

丁山荘（京都市左京区）は、C 氏が京都新聞文化サロン等の HD 主催の行事の会場として使用していた。敷地の一部及び隣接地に C 氏宅があり、B 氏が相続し、B 氏は 1984 年に居宅を新築した。丁山荘と私邸との間には区分するものではなく、一体であり、門は迎賓館近くにあり、居宅との共用である。そのため、迎賓館に常駐していた管理人が B 氏やその家族が車等で出入する際の門の開閉、B 氏宛ての郵便物や宅配物の受領等を行っていた。丁山荘は 1998 年頃まで活用されていた。

この管理費用は、夜間勤務が続けられた 2019 年までは丁山荘の管理をしている会社への支払い等を含め年 2300 万円にもなった。この費用は、HD が負担していた。

2014 年 1 月頃から開始された大阪国税局の税務調査で、「実査では管理人やアルバイト常駐の必要性は極めて低く、隣接する相談役との境界が不明である。社主宅・相談役宅と一体として役務提供されていないか」との疑問が出された。

2017 年の大阪国税局の調査では「帳簿価格が低く高価な調度品、美術品等もない山荘を

24時間ガードする必要性が企業の経営合理性としてあるのか」との指摘があった。

2019年11月下旬ころ、B氏がB氏宅から退去し、2020年6月、HDはようやく24時間管理体制を見直した。2021年3月17日の取締役会でB氏の相談役解嘱が決まり、2022年1月頃、丁山荘に管理人を配置しない体制となった。(出典：令和4年(2022年)4月15日調査報告書(公表版))

私のコメント

調査報告書によれば、この事件の報告が監査役に届いたのが、2020年3月以降であった。なぜ、もっと早くから気が付かなかったのか。気が付いていたのに黙っていたのか。2005年に子会社京都トラストの税務調査が入り、利益供与の疑いがあるとの指摘があった。また取締役か監査役として登記するよう顧問税理士から助言されたとある。これを受けた取締役Q氏は、HDの役員に報告したとある。監査役として登記するかどうか、監査役の意見を聞かなかったのか。

2011年と2014年のHDに対する税務調査もあった。監査役は、税務調査の結果の報告を聞いていなかったのか。監査役は、税務調査の結果を経理部門や税務顧問から聞かなければならないと思う。

非上場の会社に、第三者調査委員会による報告書を公表させた京都新聞のお力に敬意を表したい。

相談役とか顧問とか、とにかくあいまいなまま放置しておくのは問題である。監査役は、相談役や顧問といった方々が、いかなる役割を持っているのか、その報酬は妥当か、について注視する必要がある。